

○「議案第110号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 本議案は入院医療費の助成対象となる保護者の所得の制限を廃止するものであるが、他の政令市は、所得制限の有無について、入院と通院で区別することなく対応していることから、今後は通院医療費についても、助成対象となる保護者の所得の制限を廃止してほしい。また、相模原市は本年10月から通院医療費の助成範囲を中学3年生までに拡大し、横浜市においても来年4月から同様の拡大をすると側聞していることから、本市も助成の範囲の拡大について検討してほしい。
- * 小児医療費助成制度は、財政状況が厳しい中でもさらに拡充させていく必要があると考えるため、最優先・最重点で施策を推進してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第111号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 昨今、待機児童対策として多種多様な形で保育が行われているが、保育の質の確保に課題があると考えられるため、指導監査体制を充実させ、家庭的保育事業に限らず保育全体の内容の充実を行ってほしい。
- * 年度ごとに各保育園に対し調査を行っていると思われるが、園の大小にかかわらず、給食献立において一部の栄養素の不足が指摘されている。育ち盛りの園児に適切な栄養量の確保を行ってほしい。
- * 家庭的保育事業者にとって、日頃交流が少ない他の小規模保育事業者へ代替保育をお願いすることは、乳児にとっても、家庭的保育事業者にとっても大きな不安と負担を促すものであるため、代替保育の提供先の緩和は行うべきではないと考える。また、乳幼児の心身の成長を育む上で大切な食事の提供について、外部搬入の容認範囲を拡大すべきではないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第119号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

- * 契約の変更に伴う利用者への影響の有無について

本契約の変更に伴う利用者への影響は特になくものと考えている。

- * 契約変更に係る経過について

多摩スポーツセンターにおける指定管理料については、平成28年度の利用率

金の実績値を基に、平成30年度の指定管理料を算定しており、平成30年第1回定例会において議決され、決定されたものであるが、本年9月に確定した平成29年度の利用料金等の実績値を基に、指定管理料を算定し直したため、契約の変更を行うものである。

《意見》

* 過去の決算を見ると本契約の変更契約で生じた差金を他の事業に流用している事例が散見されるため、透明性を確保した予算執行を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第127号 平成30年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決